

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	計画の構成	1
3	計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章	市の地理的、社会的特徴	7
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急処理事態	13
3	NBCを使用した攻撃	14
4	緊急処理事態に関する読替え	15
第2編	平素からの備え	16
第1章	組織・体制の整備等	16
第1	市における組織・体制の整備	16
1	市の各部における平素の業務	16
2	市職員の参集基準等	17
3	消防の初動体制の把握等	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2	関係機関との連携体制の整備	21
1	基本的考え方	21
2	都との連携	21
3	近接市町村との連携	22
4	指定公共機関等との連携	22
5	事業所に対する支援	23
6	自主防災組織等に対する支援	23
第3	通信の確保	24
第4	情報収集・提供等の体制整備	24
1	基本的考え方	24
2	警報・避難指示伝達の仕組の整備	26
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な体制の整備	29
第5	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	31

第6章	研修及び訓練	32
1	研修	32
2	訓練	32
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	34
1	避難に関する基本的事項	34
2	避難実施要領のパターンの作成	35
3	救援に関する基本的事項	35
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	36
5	避難施設の指定への協力	37
6	生活関連等施設の把握等	38
7	連絡体制の整備等	39
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	40
1	市における備蓄	40
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	40
第4章	国民保護に関する啓発	42
1	国民保護措置に関する啓発	42
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	43
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	43
第5章	平時における警戒	43
1	危機情報等の把握・活用	43
2	危機情報等の共有	43
3	警戒対応	43
第3編	武力攻撃事態等への対処	44
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	44
1	事態認定前における初動措置	44
2	事態認定後における武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	45
第2章	市国民保護対策本部の設置等	47
1	市国民保護対策本部の設置	47
2	通信の確保	52
3	特殊標章等の交付及び管理	53
第3章	関係機関相互の連携	54
1	国・都の対策本部との連携	54
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	54
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	55
4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	55
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	56
6	市の行う応援等	56
7	自主防災組織等に対する支援等	57

8	住民への協力要請	57
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	58
第5章	警報及び避難の指示等	59
第1	警報の伝達等	59
1	警報の内容の伝達・通知	59
2	警報の内容の伝達方法	60
3	緊急通報の伝達及び通知	61
第2	避難住民の誘導等	62
1	避難の指示の伝達	62
2	避難実施要領の策定	63
3	避難住民の誘導	65
4	想定される避難の形態と市による誘導	68
第6章	救援	73
1	救援の実施	73
2	関係機関との連携	73
3	救援の程度及び方法の基準	73
4	救援の内容	74
第7章	安否情報の収集・提供	78
1	安否情報の収集	78
2	都に対する報告	79
3	安否情報の照会に対する回答	79
4	日本赤十字社に対する協力	80
第8章	災害現場（武力攻撃事態）への対処	81
第1	災害現場（武力攻撃事態）への対処	81
1	災害現場（武力攻撃事態）への対処の基本的考え方	81
2	兆候の通報	81
第2	応急措置等	81
1	退避の指示	82
2	警戒区域の設定	84
3	応急公用負担等	85
4	消防に関する措置等	86
第3	生活関連等施設における災害への対処等	87
1	生活関連等施設の安全確保	87
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	87
第4	NBC攻撃による災害への対処等	88
第9章	大規模テロ等（緊急対処事態）への対処（旧第5編から移行）	91
第1	大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	91
第2	初動対応力の強化	92
1	危機管理体制の強化	92

2	対処マニュアルの整備	93
3	発生現場における連携協力のための体制づくり	93
4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	93
5	装備・資材の備蓄	94
6	訓練等の実施	94
7	住民・昼間市民への啓発	94
第3	発生時の対処	94
1	市対策本部の設置指定が行われている場合	95
2	市対策本部の設置指定が行われていない場合	95
3	市災害対策本部等による対応	95
4	市対策本部への移行	97
第4	大規模テロ等の類型に応じた対処	97
1	危険物質を有する施設への攻撃	97
2	大規模集客施設等への攻撃	97
3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	98
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	99
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	99
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	100
第10章	被災情報の収集及び報告	101
第11章	保健衛生の確保その他の措置	103
1	保健衛生の確保	103
2	廃棄物の処理	104
第12章	国民生活の安定に関する措置	105
1	生活関連物資等の価格安定	105
2	避難住民等の生活安定等	105
3	生活基盤等の確保	105
第4編	復旧等	106
第1章	応急の復旧	106
1	基本的考え方	106
2	公共的施設の応急の復旧	106
第2章	武力攻撃災害の復旧	107
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	108
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	108
2	損失補償及び損害補償	108
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	108